

第 14 号議案

蒲郡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

蒲郡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年蒲郡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条に1号を加える改正規定並びに第4条第2号、第4号及び第5号を改め、同条に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。